

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 15 日

各 私 立 学 校 御 中

(幼・小・中・特)

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

学校給食等の留意点について

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

各都道府県教育委員会学校給食主管課
各指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新年度からの学校給食の実施に当たっての留意点について

安全・安心でおいしい学校給食の実施については、かねてより格別の御配慮をいただいているところです。

新年度からの学校給食の実施に当たっては、とりわけ、東日本大震災により、被災した学校、被災児童生徒を受け入れた学校、自校以外の被災した学校に学校給食を提供する学校等においては、下記の事項に御留意いただきながら、学校給食の意義、重要性に鑑み、調達可能な物資等の実情に応じて、できる限り給食を提供できるよう、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。その際、保護者等に対し十分な説明を行うなど、理解を得るよう併せて御配慮願います。

各都道府県教育委員会学校給食主管課においては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校法人等に対し、国立大学法人においては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

1 衛生管理及び調理従事者の健康管理

- (1) 学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意すること。特に、被害のあった施設や炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した施設については、十分留意すること。
- (2) 調理従事者の健康管理については、検便を実施し、学校給食実施前に確認すること。

2 栄養管理

物資調達の可能な範囲で栄養バランスの確保に留意すること。

3 被災児童生徒を受け入れている場合及び自校以外の被災した学校に学校給食を提供する場合

- (1) 食物アレルギー等を持つ児童生徒については、十分確認の上、対応すること。
- (2) 学校給食費について、猶予措置等の特段の配慮をいただきたいこと。

(参考) 文部科学省ホームページアドレス

「学校給食衛生管理基準の施行について(通知)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm

「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I、Part II」

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm



(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校給食係

TEL: 03-6734-2694

FAX: 03-6734-3794

事務連絡
平成23年4月8日

関係する都県の
教育委員会学校給食主管課
指定都市教育委員会学校給食主管課
私立学校主管課 殿
附属学校を置く国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

計画停電の実施等による学校給食用牛乳の供給への影響等について

学校給食の適切な実施については、平成23年4月5日付け事務連絡「計画停電期間中における学校給食の留意点について」に基づき、できる限り学校給食の提供に御配慮いただくようお願いしているところですが、この度、平成23年4月6日付け農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知「計画停電の実施等による学校給食用牛乳の供給への影響について」（別紙）の周知依頼がありました。

学校給食用牛乳については、計画停電が実施される場合には、同通知のとおり、容器包装資材の不足や計画停電の実施による製造休止等により、通常の供給が困難となることも想定されます。このため、供給事業者等と連絡を密にして状況把握に努めながら、それぞれの学校や地域の実情に応じた対応をお願いします。その際、下記の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

関係する都県の教育委員会学校給食主管課においては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校法人等に対し、国立大学法人においては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

- 1 リットル入り等のパック牛乳等容量の大きい容器の牛乳を購入し、数人で注ぎ分けるといった対応をとる際には、使い捨ての紙コップを使用するなど、衛生管理に留意すること。
- 2 牛乳の保管については、学校給食衛生管理基準に基づき、品質の保持に留意すること。

(参考) 文部科学省ホームページアドレス

「学校給食衛生管理基準の施行について(通知)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm

「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I、Part II」など

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm

(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校給食係

TEL:03-6734-2694

FAX:03-6734-3794

手県
23.4.14



23生畜第200号
平成23年4月6日

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課長 殿

農林水産省生産局
畜産部牛乳乳製品課長

計画停電の実施等による学校給食用牛乳の供給への影響について

学校給食への牛乳の供給については、学校給食用牛乳供給対策要綱（昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部事務次官、農林事務次官依命通知。）に基づき、安全で品質の高い国内産牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給することとされているところです。

他方、東日本大震災の発生に伴う燃料・容器包装資材の供給不足、計画停電の実施等により牛乳乳製品の安定供給に影響が生じるおそれがある状況となっております。

このような状況の中、学校給食用牛乳については、当職より学乳供給事業者である乳業者に対し安定的な供給に努めるよう指導をしているところでありますが、容器包装資材の不足により一時的に大型容器での供給となる場合や計画停電の実施による製造休止等通常の供給が困難となる事態も想定されるところです。

また、学校への納入後に計画停電が実施される場合、保冷库内の温度上昇による牛乳の品質劣化が生じるおそれがあります。

このため、学校給食用牛乳の供給に係る上記の状況について周知を図るとともに1リットル入り等のパック牛乳等容量の大きい容器で供給された場合の注ぎ分け、保冷库の庫内温度の確認等について御理解と御協力を頂けるよう貴職より学校設置者等に対し通知されるようお願いします。

事務連絡
平成23年4月5日

関係する都県の
教育委員会 学校給食主管課
指定都市教育委員会 学校給食主管課
私立学校 主管課 殿
附属学校を置く国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

計画停電期間中における学校給食の留意点について

学校給食の適切な実施については、かねてより格別の御配慮をお願いしているところ
です。

東日本大震災の影響により、東京電力及び東北電力において計画停電が行われ、学
校給食に関しては、これまで、それぞれの学校、地域の実情に応じ、パンと牛乳のみ
の提供、午前中で帰宅、休校などの措置が取られているところです。

この計画停電については、今後も継続される見込みとなっている一方で、1週間後
までの状況が分かるようになったこと、地域を細分化したことなどの措置が講じられ
ております。

新年度からの学校給食の実施に当たっては、引き続き、節電に努めていただきつつ、
計画停電の実施状況等に関する情報収集を行っていただき、計画停電期間中において
は、下記の事項に御留意いただきながら、それぞれの学校や地域の実情に応じて、で
きる限り学校給食の提供に御配慮いただきますようお願いいたします。その際、保護者等
に対し十分な説明を行うなど、理解を得るよう併せて御配慮願います。

関係する都県の教育委員会学校給食主管課においては、城内の市町村教育委員会並
びに所管の学校及び学校給食施設に対し、私立学校主管課においては、所管の学校法
人等に対し、国立大学法人においては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるよ
うお願いします。

記

- 1 学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理にはこれまでどおり留意し、給食の提
供に前日調理や早朝からの調理は行わないこと。
- 2 冷凍庫や冷蔵庫の温度上昇が考えられることから、生鮮食品等の保管をしないこ
と。また、扉の開閉は、極力行わないようにすること。
- 3 調理設備や食材調達の可能な範囲で栄養バランスの確保に努めること。

(参考) 文部科学省ホームページアドレス

「学校給食衛生管理基準の施行について(通知)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm

「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I、Part II」など

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm

(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局第
学校健康教育課学校給食係 号

TEL:03-6734-2694

FAX:03-6734-3794



事務連絡
平成23年4月5日

関係する都県の
教育委員会学校給食主管課
指定都市教育委員会学校給食主管課
私立立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課 殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

計画停電期間中における学校給食の留意点について

学校給食の適切な実施については、かねてより格別の御配慮をお願いしているところ
です。

東日本大震災の影響により、東京電力及び東北電力において計画停電が行われ、学
校給食に関しては、これまで、それぞれの学校、地域の実情に応じ、パンと牛乳のみ
の提供、午前中で帰宅、休校などの措置が取られているところと見られます。

この計画停電については、今後も継続される見込みとなっている一方で、1週間後
までの状況が分かるようになったこと、地域を細分化したことなどの措置が講じられ
ております。

新年度からの学校給食の実施に当たっては、引き続き、節電に努めていただきつつ、
計画停電の実施状況等に関する情報収集を行っていただき、計画停電期間中において
は、下記の事項に御留意いただきながら、それぞれの学校や地域の実情に応じて、で
きる限り学校給食の提供に御配慮いただきますようお願いいたします。その際、保護者等
に対し十分な説明を行うなど、理解を得るよう併せて御配慮願います。

関係する都県の教育委員会学校給食主管課においては、域内の市町村教育委員会並
びに所管の学校及び学校給食施設に対し、私立学校主管課及び構造改革特別区域法第
12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の
学校法人等に対し、国立大学法人においては、管下の学校に対して、それぞれ周知さ
れるようお願いいたします。

記

- 1 学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理にはこれまでどおり留意し、給食の提
供に前日調理や早朝からの調理は行わないこと。
- 2 冷凍庫や冷蔵庫の温度上昇が考えられることから、生鮮食品等の保管をしないこ
と。また、扉の開閉は、極力行わないようにすること。
- 3 調理設備や食材調達の可能な範囲で栄養バランスの確保に努めること。

(参考) 文部科学省ホームページアドレス

「学校給食衛生管理基準の施行について(通知)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm

「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I、Part II」など

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm



(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校給食係

TEL:03-6734-2694

FAX:03-6734-3794